



Title	2020年度教育実習期間短縮者用特別講義実施報告
Author(s)	浅川, 和幸
Citation	北海道大学教職課程年報, 11, 43-79
Issue Date	2021-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80970
Type	bulletin (article)
File Information	040_2185-9809_11.pdf



[Instructions for use](#)

2020 年度教育実習期間短縮者用特別講義実施報告

浅川和幸

1. はじめに

2020 年度は、世界の教育に大きな変化をもたらした年度として歴史に残るだろう。日本においても同様であるが、この報告者を執筆している時点では、変化の幅や深さ、そしてどれぐらいの期間に渡るものかはまだ見通せない。そして、日本中の、学校という学校で「新型コロナウイルス」感染拡大を防止するために、児童・生徒の「学習権」を守るために、関係者の懸命な、そして献身的な努力が払われた。

この大きな変化の中におけば、ささいなことではある。しかし、北海道大学（以下、「本学」と省略）の教職課程も大きく影響を受けた。

本学の教員養成は、いわゆる開放制の教職課程において行われている。「コロナ禍」は、教職課程科目の実施の全体に影響を及ぼした。「オンライン」というこれまでに経験のない実施方法への適応が中心となったが、教職課程最終年次の学生の教育実習の、実習時期の「後ろ倒し」や実習の「期間短縮」が生じることによって、迂回的にもたらされた影響は大きかった。

もし「コロナ禍」がなければ、教育実習は学校にとっても年中行事のひとつであったろう。そして、学校現場を維持するためにも、教員は養成されなければならない。教育実習は、教員養成の要（かなめ）とでも言える位置にある。しかし、感染拡大の防止に最大の努力を傾注しなければならない特別の時期に、他地域から、外部者として学校にやって来ることになった教育実習生は、年中行事の来訪者ではない。努力して受け入れてくださった学校には申し訳ない言い方となるが、少なくとも「要注意対象者」であったに違いない。

ところで大学の教職課程において、教育実習は「教育実践に関する科目」として開講される。しかし実習自体は、学生の出身校（「母校」）に依頼し、そこで実施される。教職課程は、実習結果を事前・事後指導と合わせて単位認定する。確認しておかなければならないのは、教育実習校をもたない本学において、学生の出身校に教育実習を依頼し、「受け入れていただく」という形で可能になる（成立する）ということである。主導権は学校にある。当然、教育実習の期間を、「ここでやってほしい」と指摘できる筋合いのものではない。

本報告は、本学の教育実習の「期間短縮」を補てんするための特別講義（以下では、「特別講義」と略する）の準備と実施の記録を報告するものである¹。おそらく、様々な大学の教職課程においても、同様の努力が払われたと思う。しかし、教職課程を担当する教員は、今年度の前例がなく流動的な事態に対応することに追われて、任務過多であったらと推測する。また、早く終われば良いという期待のもとに、この「コロナ禍」を「例外事態」と理解して、記録することやましてやそれを大学間で共有する

¹ この特別講義が 2020 年度だけのものなのか、「新型コロナウイルス」感染拡大の状況との関係で、複数回行われるのかは、日本という国家の政府・政治が感染拡大を抑制する能力の多寡に依っている。本年度から十分な教訓を引き出し、対処能力を向上させることができれば、たった一度の実践記録の、「例外事態」の報告となるだろう。

ための報告書を作成し公表することはないだろうと考える。「コロナ元年」の記録をする（「備える」）ことで、「コロナ2年度」に臨む（「憂いを防ぐ」）という趣旨から、敢えて教職課程年報に報告する。

2. 特別講義の準備に至る経緯

本報告書が特別講義の説明をするためには、それが必然化されていった過程と、特別講義の準備を含めた対応過程の説明が不可欠である。

まず、特別講義が必要になるためには、教育実習が従来のように行えないこと、すなわち期間の短縮や実施不能の場合が不可避になることがある。どのように事態は進んでいったのかを時系列で説明する。

次に、特別講義を実施する以外の選択肢もあった。しかし、それを採用せず、前者の推移をにらみながら、特別講義の準備を進めた。このような判断も含めた対応過程を時系列で説明する。

最後に、特別講義の実施で教育実習の期間短縮等を代替することを決定して以降の、準備過程がどのように進められ、そして実行されていったのかについて、これも時系列で説明する。

ところで、日本における「新型コロナウイルス」の感染拡大と防止の取り組みのなかの一部分が、学校教育の対応である。そのため、「新型コロナウイルス」の感染拡大と防止の取り組みについて、最小限の確認をしておかなければならない。本学の所在する北海道についても補足する。

（1）「新型コロナウイルス」感染拡大と学校への影響

日本における感染者1例目の確認は、2020年1月16日である（道内1例は1月28日）。2月の上旬には、既にマスクが店頭から消えた。

「新型コロナウイルス」感染拡大への政府の対策は、東京オリンピック開催を死守するため等の理由が考えられるが、結果的に遅れた。しかし、学校だけは例外に早い。

安倍晋三前首相は、早くも2月27日に、全国すべての小中高校と特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休校するよう要請した。これは国民の日常生活に大きな影響を与える要請であった。学校の児童・生徒を一定時間預かるという大きな意味が再確認されることになった。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」は、3月13日に国会で成立し、即日公布、そして翌日から施行された。

政権にとって、2020年度の最重要課題であったオリンピックの延期は、24日に安倍晋三前首相と国際オリンピック委員会のバッハ会長の合意で決定され、遅れていた「新型コロナウイルス」感染拡大への対策が始められた。

法に基づく「緊急事態宣言」が東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に出されたのは、4月7日である。政府が全国に対象地域を拡大したのは、16日になった。このうち当初から宣言の対象とした7都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の6道府県を加えた13の都道府県が、「特定警戒都道府県」と位置づけられた。

その甲斐あって感染は収束し、5月中旬から緊急事態宣言は解除されて行った。

まず5月14日に、北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、京都、兵庫の8都道府県を除く、39県で解除された。続いて5月21日に、京都府、大阪府、兵庫県で解除された。最後に5月25日に、北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で解除され、緊急事態が全国全てで終了した旨が宣言された。

4月7日から始まった緊急事態宣言は5月25日に、およそ1か月半ぶりに全国で解除されることになったのである。

本学の所在する北海道で言えば、鈴木直道北海道知事は、政府が全国の学校の一斉休校を指示したことに先んじて2月26日には一斉休校要請表明し、28日には、北海道独自のものとして「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を出した。道民に週末の外出を控えるよう要請をした。「新型コロナウイルス」感染の第一波は、本道にとりわけ早く到来した。そのため、道民の「自粛」は長期に渡った。

義務教育諸学校の休校は、設置者の意向が関係する。全国的にはどうであったのかという詳細を把握することは興味のあるところだが、本報告では確認する余力がない。札幌市の休校期間だけを確認しておく。札幌市教育長名の通知で「臨時休業」が、断続的に実施された。

札幌市の小中学校は、2月28日（高校は週明けの3月2日）から3月25日（高校は24日）まで臨時休業期間に入り、そのまま春季休業を迎えた。2020年度は4月6日（高校は8日）から開始されたものの、再び14日から5月31日まで休業となった。東の間の登校期間を挟むが、3月～5月の3カ月間にわたる長期休業となった。

そして北海道は全国に先がけて、「新型コロナウイルス」感染拡大の第3波を迎え、10月28日には独自の「警戒ステージ」を「1」から「2」に引き上げ、集中対策期間を始めた。11月7日には「警戒ステージ」を「3」に引き上げた。これは本学の教職課程を含めた授業の実施全体に影響を与え、特別講義の実施形態も制約した。このことについては、特別講義の実施の部分で詳述する。

（2）「新型コロナウイルス」感染拡大と教育実習の枠組み（文部科学省）の変更

学校の休業の長期化と再開してからの「新型コロナウイルス」感染拡大防止の試行錯誤の取り組みは、従来の教育実習時期（5～6月実施）を直撃した。本学における教育実習の状況説明に入る前に、文部科学省が「新型コロナウイルス」感染拡大防止のために教育実習等に課した枠組みを確認しておく必要があるだろう。

内容的には、文部科学省からの3つの文章群（「通知」や「依頼」）が送付され、教職課程の「コロナ対応」を枠付けることになった。それを図表1～3に整理した。

①教育実習の時期と期間・実施形態を巡る問題群

文部科学省総合教育政策局人材政策課長名による教育実習の実施（期間も含めて）に関する「通知」と総合教育政策局人材政策課名の教職課程の実施に関する「Q&A」という2種類の文章が出された²。

大きくは、前者（「通知」）が考え方を提示し、後者（「Q&A」）が具体的な在り方を提示するものであるが、「新型コロナウイルス」感染拡大との関係で、必ずしもそのような意味づけられない場合もある。

² 総合教育政策局は、教育分野の筆頭局として、2018年10月に組織再編によって設置されたものである。教育人材政策課は、文部科学省のホームページによると、「従来初等中等教育局と高等教育局とに分かれて担当していた教員の養成・免許・研修についての業務を一元化し、より総合的・効果的に実施します。」となっていた。

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1410115.htm（2021年2月28日閲覧確認）

時期は、4月、5月、8月の3回である。月を追って、教育実習を行うことが難しくなったことへの対応として、弾力化の程度が高まる形となっている。このそれぞれを、実習期間と実習の在り方を中心に検討する。

図表 1 2020年度教職課程に関する文科省文書連絡文章（教育実習期間の短縮関係）

	日付	連絡主体	文章名
1	2020年4月3日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長	「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について(通知)」
2	4月17日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課	「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について(4月17日時点)」
3	5月1日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長	「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について(通知)」
4	5月18日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課	「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について(5月18日時点)」
5	8月11日	文部科学省総合教育政策局長	「教職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」
6	8月28日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課	「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について(8月28日時点)」

【4月文章】

4月3日の「通知」は、「留意事項」という形で出されている。主な対処方針は、「教育委員会等との協議の上」で、教育実習の実施時期の延期（「秋以降とする」）の検討を促すものである。まだ、緊急事態宣言が出されていないことが関わっているものと思われる。

ところで、この前半部分は、大学の教職課程にとって現実的なものだと考えにくい。各大学が個別に、学校の設置者（都道府県・市町村）との協議を行い、その結果として実習時期が決定されることは例年でもない。各教育実習生が、各学校と調整して実施期間を決め（各学校は本学以外の教育実習生も含めて、学事日程を素材にして、実習の計画を事前に意志決定している）、事後的にその連絡がなされる形である。今年度はとりわけ、都道府県・市町村での、あるいはそれぞれの学校でどのように教育実習を可能とするか（あるいは不可能か）について検討して、時期を流動的に決定したと考えられ。

実習期間の弾力化については、文部科学省がまだ延期で対処できるかもしれないと考えていたのか、その要請に止まっている。

4月17日の「Q&A」は、緊急事態宣言が出された後に出されたものである。

教育実習の実施期間に関わる2つの内容に注目したい。

まず、教育実習の実時間についての弾力的運用についてである。大学設置基準に基づく1単位の学修時間全体45時間のうち、事前・事後の学修を除いた実実習時間の慣例（本学の場合は40時間。大学設置基準では、実実習時間を30～45時間の範囲で、大学が決定することとしている）を30時間に見直す（各大学の責任で、この見直した10時間分を事前・事後指導の内容の変更で遂行することは大前提）ことを可能とする。

次に、この弾力的運用をしても、さらに実実習時間が足りない場合の対応である。ここも2つのやり方が提示されている。ひとつは、大学内での補足的な内容（の講義等）を実施することである。もうひとつは、別の学校での教育実習による補てんである。これらについては、教職課程の変更届は必要がない。

【5月文章】

5月文章は緊急事態宣言下のものである。

5月1日の「通知」は、「教育実習の実施期間の弾力化」と題されている。教育実習時期の延期だけでは対処できないことが、明らかになってきたことへの対処であると考えられる。4月17日の「Q&A」を骨格として採用し、それを発展させている。まず、実実習時間の慣例の弾力化は当然のことになっている（大学設置基準の「45時間学修原則」は注記されている）。その上で、さらにとり得る措置として2つの提案をしている。

第1に、「総授業時間のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等の授業により行うことは差し支えない」とした。4月の「Q&A」の方法に、「教育実習の趣旨を満たすことができるよう、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される」との期待を書き加えた。内容の追求の方向性を示したわけである。「大学の同等実習・演習等による補てん」（以下では、「特別講義の実施」と標記する）である。記述的には前後するが、本学はこの形で実施した。

第2に、「学習支援等のために配置される人材等としての活動」を、教職課程において科目認定されている場合は「学校体験活動」か、前述の第1として位置づけることができるという方法である。回りくどくなったが、「学習支援員」活動を教育実習の一部（「3分の1を超えない範囲の授業」とみなすということである。これで、「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」に登録されて活動した場合、活動時間の一部を教育実習としてみなすことが可能となった（「学習支援員」活動による補てん）。

大学設置基準の「45時間学修原則」は、文章の「記」には省略されており、「例」の「※」で追記される形となっている。この2段階での弾力化が、結果のみが誤解されることにもつながっているのではないかと考える。「例」では4週間の教育実習を2週間に短縮することが可能であると読める形になっている。

5月18日の「Q&A」には、文部科学省の想定を超えて、大学側が過剰「弾力化」する実施の許可を求める「問」に、否定する「答」が記載されている。

「問4」は、「弾力化」の拡大解釈する「問」に答えるものである。「問」は、4単位の教育実習の実実習時間を120時間に読み替え、それを40時間の「大学授業による補てん」と、40時間の「学習支援員」活動に充て、実実習を40時間（1週間）にすることは可能かどうかを問うたものである（4週間の教育実習を1週間にする弾力化）。これには、「大学授業による補てん」と「学習支援員」活動を合わせて40時間が上限であること、すなわち実実習は80時間＝2週間確保することを指示した回答である。

「問5」は、「学校体験活動」と「学習支援員」活動の併用によって、教育実習の実時間を短縮するための方法に関する「問」である。この場合（4単位）は、まず教育実習の総時間数を120時間に読み替えた上で、「学校体験活動」の60時間分（2単位）引き、残った60時間の3分の1（20時間）を「学習支援員」活動に充てることができるか、というものであった（この結果、教育実習の実時間は40時間（1週間）で良い）。これは肯定する。

「問4」と「問5」の違いから、課程認定の有無と、教育実習が本来の形で十分にできなかったとしても、学校現場の経験をもつことを重視している姿勢がうかがえる。

「問6」はさらに、「特別講義」ではなく他の演習科目で代替できるかを問うたものであるが、これは否定する。

【8月文章】

8月文章は緊急事態宣言が解除後のものである。

8月11日の「通知」は、秋に延期したとしても教育実習が全くできない場合に備えて、「教育職員免許法施行規則」の一部を改正する省令を施行する「通知」である。

内容は教育実習が困難な場合の「特例措置」を定めるものである。詳細は省略するが、骨子は「教育実習の科目の総授業数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができること」にした。その上で、大学等が特別に授業を行う場合の配慮について期待を述べた。また、「学習支援員」活動も推奨している。

8月28日の「Q&A」は、5月18日の「Q&A」の間1～7を削除する。8月11日の「通知」は教育実習が行えない場合への対処であるのでから、行われる場合についての「Q&A」は必要がないからだ。教育実習という授業科目の振り替え方についての問答が載せられている。教育実習科目の単位数が大きいため、分割しないと振り替えることができない。それへの対処方法である。教職課程の「変更届」の提出が必要となる形で、野放図な振り替えについての歯止めをかけたものと考えられる。

②「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」の周知と「学習支援員」活動を教育実習の一部として考えることを巡る問題

同人材政策課名による「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」の利用を促す「依頼」を検討する。「依頼」として2度、制度をより一般化した「学校雇用シェアリングバンク」の「通知」が1度出された。

図表2 2020年度教職課程に関する文科省文書連絡文章（学校・子供人材応援サポーター人材バンク関係）

	日付	連絡主体	文章名
1	2020年4月24日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課	「新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校をサポートする人材確保のための「学校・子供応援サポーター人材バンク」開設に伴う教職課程を履修する学生への周知等について(依頼)」
2	5月28日	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課	「教職課程を履修する学生への「学校・子供応援サポーター人材バンク」の再度の周知等について(依頼)」
3	2021年1月8日	文部科学省総合教育政策局・初等中等教育局・高等教育局	「学校における企業人材受入れ支援のための「学校雇用シェアリング」の開設について(通知)」

文部科学省は、この「依頼」に先んじて、2020年4月21日に各都道府県・指定都市教育委員会人事担当課宛に、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校をサポートする人材確保における退職教員の活用について(依頼)」を「事務連絡」した。臨時休業後に、学校が再開された時に休業期間中に生じた学習等の遅れや、「コロナ禍」で必要になるより細かい支援のためのマンパワーの確保を目的としたものである。このために、文部科学省のホームページに「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」を開設した。

そして、文部科学省総合教育政策局人材政策課と初等中等教育局財務課と同局特別支援教育課の3課が合同で、24日に各都道府県・指定都市教育委員会人事担当課宛に、「人材バンク」開設を周知した。

総合教育政策局人材政策課は同日、大学等に学生に「人材バンク」の周知とそれへの登録を要請する「依頼」を行った。

退職教員の活用を教職課程の履修者に拡大したことの意味をどのように考えるかは興味のあるところだが、それは禁欲しよう³。前項で検討したように、4月時点ではまだ時期を変更すれば教育実習が可能ではないかという予測が、文部科学省側にあった。そのため、教職課程履修者にも門戸を拡げ、学校現場を知る機会として、積極的に呼びかけてほしいという「依頼」を行った。

しかし5月1日の教育実習の「弾力化通知」後には、「学習支援員」活動を教育実習の一部として位置づけることになったので、この角度から「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」を積極的に周知する方向に、舵を切ることになった。「学習支援員」活動は、教育実習と等価ではないが、教育実習行えない最悪の場合を考えるなら、学校現場で活動が行えるわけだから、それが学校を支援することにもつながるのであるから、言ってみれば「一石二鳥」である。しかしながら、大学側の反応は芳しくなかったのではないだろうか。それで5月28日の「再度の周知等(依頼)」が出されたと考えるところがあろう。

そして、8月以降は、学校における教育実習そのものが困難になる事態になったこともあり、それ以降の「依頼」は出されていない。

そして2021年1月に入って、企業人材(労働者)の受入れを支援する(「門戸を開く」)ものに衣替えした。学校を雇用機会の場として、企業にも開放した。

本学でこの「学習支援員」活動が問題となったのは、「特別講義」を開講するのか、それとも「学習支援員」活動を流用して教育実習科目の単位充足するのかという選択を巡るものであった。最終的には、前者を選択することになった。その判断根拠は2点であった。

第1に、学校が教育実習さえ行い得ない事態にある状況で、教育実習生同様に外部から人を学校に迎え入れる「学習支援員」はそれほど枠(需要)があるのだろうか、という不安である⁴。もしこれを当て込んでいて、「新型コロナウイルス」感染が拡大して「学習支援員」の募集が停滞したときの代替案を、その事実が判明して以降に準備できるのだろうかという危惧である。

第2に、退職教員の活用という形で始まった「学習支援員」が、学校で補助的な仕事をするにしても、その仕事の性格は労働であり、賃金が発生するのであれば「雇用」ではないのかという疑問である。そして、「雇用」であるならば、就業規則が作成され、雇用契約がなされるべきであって、契約関係が曖昧であるとき、「新型コロナウイルス」に罹患した・させた問題が生じた時(労働災害)の補償が、どのよ

³ この問題は様々な論点につながる。学校外から人を入れる(部活の外部指導員を含めて、学校を開く)という問題や、「35人学級」の実現を見越したときには「退職教員」の活用ではなく、臨時採用の講師を正規化する方が先ではないか等々である。何よりも、退職教員は当然、高齢である。高齢者の「新型コロナウイルス」重症化のリスクが高いことは、周知の事実である。逆に学校は、無症状であることが多い若年者(児童・生徒)が生活する場所である。退職教員が敬遠するおそれを、どのように考えたのであるうか。登録人材の不足は当然想定できるため、教職課程履修者の門戸を広げようと考えたのではないだろうか。さらに問題は、退職教員を念頭におく活用は、身分をボランティアではなく、雇用者として考えざるを得ない。この身分問題をめぐる論点が、出発点で既にあった。そのため、雇用身分を前提にし、学生をアルバイトとして考えて良いのであれば、ここには問題はない。しかし、以降に生じたような教育実習の単位認定、すなわち「学生」身分であると考えた場合に微妙な問題となってくる。この「学校支援員活動」が労働で、形式が「労働力(雇用)」で、身分が「労働者」であるなら、なぜ単位がそれによって取得できるのかは、良く考えるなら難しい、というか微妙である。

⁴ 2020年度実績としてどれだけの「学校支援員」が採用されて、教育実習科目の単位代替が行われたのかについて、管見の限りではデータを見つけることはできなかった(2021年2月28日現在)。もし、十分な代替が可能であったのであれば、「コロナ2年度」については、本年度の判断(「特別講義」の実施)を再検討する可能性もある。

うなものになるのかが見通せなかったことである。この件について、人材政策課に問い合わせをしたが、大学の判断次第であるとの回答であった⁵。そのために、大学が行う教育行為に位置付く労働に近い事例「インターンシップ」について幾つか文献⁶にあたり、識者への問い合わせを行い検討した。結果は、やはり曖昧な（グレーな）点を多く含むものであった。

この2点から、本学教職課程委員会では、「特別講義」の実施を決断した。

時系列的には5月18日の「Q&A」を受けて行われた5月25日の教職課程委員会において、教育実習短縮者用に特別講義を行うという提案がされていた。5月28日の「再度の周知等(依頼)」に沿って判断を切り換えることはしていない。

③介護等体験実習の実施を巡る問題

介護等体験実習の実施に関する年度限定の弾力化方針の「通知」である。図表3の掲示に止め、説明は割愛する。

図表3 2020年度教職課程に関する文科省文書連絡文章（介護等体験実習関係）

	日付	連絡主体	文章名
1	2020年8月11日	文部科学省総合教育政策局長	「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」

(3)「新型コロナウイルス」感染拡大と本学教育実習生の実習時期の変化

「新型コロナウイルス」感染拡大と本学教育実習生の実習時期の変化について、年度前の状況、4月3日の「通知」以降、5月1日の「通知」以降、そして最終的にどのようになったのか、その変化を検討する。教育実習は高校教諭の免許の場合2週間、中学校教諭の免許の場合3週間であるが、図表では期間の区別はせず、開始時期のみに焦点をあてた。学生から事務方に連絡してきた日程を整理した情報を分析対象とした。

①2020年度開始前の教育実習予定

まず、2020年度前の教育実習の予定である。

既に、安倍晋三前首相から、全国すべての小中高校と特別支援学に3月2日から春休みに入るまで臨時休校するように、という要請がなされている(2月27日)。

本学の従来の教育実習生と比較して、今年度の人数は少し少ない。そして教育実習時期は、ほぼ5・6月であった。後期に入る(9月末から)と教職実践演習が開始される。定時制高校見学は9月初旬に

⁵ 人材政策課からは、「平成29年度 大学におけるインターンシップ実践状況について」という資料を指示していただいた。しかしこれによると単位認定されている「インターンシップ」の場合、「受入れ企業等から学生に対して(報酬は、著者注)支給されていない場合が多い」(2頁)。根拠となった表11の①をみると、報酬「なし」は学部で92.6%であった。また、支給されている場合であっても、賃金・報酬の場合は15.9%に止まっている。

⁶ 『労政時報』の「相談室 Q&A Q インターンシップの学生に報酬を支払えば「労働者」と見なされるか」に対する岩出誠弁護士への回答(A)は、「報酬の学・性質・就労条件等に応じて、労働者とみなされる場合は、労働基準関係法令が適用される」である(80・81頁)。

行われる。そのため、学生には9月までに教育実習を終了するようにと指示している。学校側もそれを考慮していただき、9月実施は数例に止まっていた。

図表4 2020年度開始前の教育実習開始月の予定

予定時期	度数(人)	内訳(%)
5月開始	33	29.7
6月開始	30	27.0
9月開始	6	5.4
時期未定	42	37.8
計	111	100.0

図表4によると、例年の状況は残りつつも(5・6月実施中心、9月に数例)、3分の1を超える教育実習開始時期が「未定」となっている。実施予定校も、教育実習の実施に関する文部科学省の動向を見守っていたというところが正直なところであったろう。

②2020年度4月の教育実習予定期間の推移

図表5は、4月21日時点の教育実施の開始予定である。既に「緊急事態宣言」下である(4月7日に出されている)。4月の「通知」と「Q&A」は日程変更の前提となっていると思われる。

図表5 4月(4月21日現在)時点の教育実習開始予定

予定時期	度数(人)	内訳(%)
5月開始	16	15.1
6月開始	27	25.5
8月開始	1	0.9
9月開始	20	18.9
9月以降	4	3.8
秋以降	19	17.9
10月	15	14.2
時期未定	4	3.8
計	106	100.0

まず、既に今年度の教育実習を断念した学生が5人いた。そして、学校から期間短縮についての指示がなされた学生が1人いた。

5月開始は33人(29.7%)から16人(15.1%)に半減した。6月開始は30人(27.0%)から27人(25.5%)に微減した。この違いは、目前に教育実習が迫っているかどうかに関わっていたと思われる。ちなみに「緊急事態宣言」は、5月25日に北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を加え、全国全てで解除されることになった。

時期未定は、42人(37.8%)から4人(3.8%)に激減し、曖昧な目途(「9月以降」、「秋以降」を合わせた23人(21.7%))の日程と言えるようなものも含むが、教育実習の過半(58人、54.7%)は9・10月に延期されることになったのである。

③5月～8月の教育実習予定期間の推移

以降では、一旦感染拡大にブレーキがかかった（かの感があった）時期の教育実習予定時期の推移を検討しておく。曖昧な目途だった日程が、学事日程とのすり合わせや、都道府県・市町村で異なる「新型コロナウイルス」感染拡大状況への考慮もあり、細かな推移が生じていることがわかる。

学生数は4月の時点から変化がない（106人）。そして、学校から期間短縮についての指示がなされた学生4月1人から、6月に6人、7月に9人に、8月に11人に拡大した。

「時期未定」は、4月の4人から5月には半減し、8月にはなくなった。前述したように、期間の短縮も含めて決定が進んだのである。

図表6 5月～8月の教育実習開始予定の推移

予定時期	5月19日現在		6月9日現在		7月6日現在		8月4日現在	
	度数(人)	内訳(%)	度数(人)	内訳(%)	度数(人)	内訳(%)	度数(人)	内訳(%)
5月開始	1	0.9	1	0.9	1	0.9	1	0.9
6月開始	8	7.5	4	3.8	4	3.8	4	3.8
7月開始	4	3.8	4	3.8	4	3.8	4	3.8
8月開始	7	6.6	7	6.6	7	6.6	8	7.5
8月以降	1	0.9	1	0.9	1	0.9	0	0.0
8月か10月	2	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9月開始	36	34.0	35	33.0	40	37.7	45	42.5
9月以降	5	4.7	4	3.8	1	0.9	0	0.0
9月か10月	1	0.9	1	0.9	0	0.0	0	0.0
秋以降	10	9.4	11	10.4	4	3.8	0	0.0
10月	27	25.5	34	32.1	38	35.8	40	37.7
11月開始	2	1.9	2	1.9	5	4.7	4	3.8
時期未定	2	1.9	2	1.9	1	0.9	0	0.0
計	106	100.0	106	100.0	106	100.0	106	100.0

日程は、相変わらず曖昧な場合があった。「8月か10月」、「9月以降」、「9月か10月」、「秋以降」である。しかし、これも時期を追って縮小した。最大のものは「秋以降」であった。4月時点で19人だったものが、10人、11人、4人、0人と月を追って減少した。そして、8月4日時点で全て決定となった。

例年同様の5月・6月実施は5人（4.7%）に止まった。9月まで含めた前期中の実施が62人（58.5%）でおおよそ6割に及んだ。10月・11月実施は41.5%となった。

ところで本学の後期授業の開始は、9月28日であった。そのためこの4割ほどの学生は後期の教職課程も加えた授業と最終学年であるから卒業論文等の課題・実験、そして教育実習を加えたタフな日程を消化することになったのである。

④2020年度の教育実習の実施状況

2020年度の本学教育実習の実施時期と実施者数は図表7のようになった。8月4日時点からさらに、6人が実習辞退等を行い、実施者は100人となった。辞退理由は様々である。「新型コロナウイルス」に罹患し教育実習が不可能になった者や、休学した者も含んでいる。10月・11月の後期授業や卒論実験等との両立の負担も辞退の理由にあったのではないだろうか。大学院進学を見越して、来年度に教育実習を延期した学生もいた。

前期（5月～9月）中の実施が59人（59%）で、後期（10月・11月）の実施が41人（41%）である。

前述したように本道は、全国に先がけて「新型コロナウイルス」感染拡大の「第3波」を迎えた。10月28日に「警戒ステージ」を「2」に引き上げ、11月7日には「警戒ステージ」を「3」に引き上げた。さらに、本学の所在する札幌市は17日に「警戒ステージ」が「4相当」として、「不要不急の外出の自粛」が要請された。これが、教職課程の実施に影響を与えることになった。そして2021年2月28日まで、札幌市・小樽市には「不要不急の外出の自粛」が要請され、3月7日まで「集中対策期間」が継続した。

図表7 教育実習実施時期と実施者数（8月4日現在からの異同）

実施時期	最終		
	度数(人)	内訳(%)	8月4日現在からの異同
5月開始	1	1.0	
6月開始	3	3.0	Δ 1
7月開始	4	4.0	
8月開始	8	8.0	
9月開始	43	43.0	Δ 2
10月	39	39.0	Δ 1
11月開始	2	2.0	Δ 2
計	100	100.0	Δ 6

ところで、政府は「勝負の3週間」として新型コロナウイルスの感染拡大の対策を、短期間に集中的に行うと呼びかけたのは11月25日であった。この「勝負」に「敗北」し、再度全国に2度目の「緊急事態宣言」を出したのは、2021年1月8日であった。

ともあれ教育実習は、「第3波」の本格化前に、なんとか終了したのであった⁷。

3. 特別講義の構想と準備について

このような経過をたどって、「特別講義」実施の枠組みが固まって行った。

確認しておきたい。5月25日の教職課程委員会においては、特別講義を実施することと、その内容の骨子の提案がなされていた。前述したように、「学習支援員」活動で代替するという選択肢を捨てたことで、「特別講義」の準備が必至となった。

前述したように「特別講義」の受講予定者は、6月に6人、7月になって9人に、8月に11人に拡大していた。8月11日の「通知」では、教育実習が実施できないという事態への対処もされていた。とは言っても、この程度の受講者数に止まったことは幸いであったとも言える。

この11人にその後判明した1人を加えた12人のうち、6人が対象除外者となり、最終的に6人が特別講義の受講者となった。対象除外の理由は、中学校教諭の免許状を高校に切り換えることで教育実習

⁷ しかし、教職実践演習の実施はそうではなかった。教職実践演習は教職課程の締めくくりの授業科目である。教育実習が11月までにずれ込んだことに対応して、開始を遅らせるしかなかった。例年、9月初旬の定時制高校見学から開始する。それが10月下旬開始となった。例年、授業部分の開始は9月末である。それが11月中旬開始となったのである。そのため、学校見学も一部で実施不能、また制限実施となった。そして、授業部分は「オンライン授業」（双方向）で行う方法しか残されていなかった。そして教職実践演習が終了したのは、12月25日であった。年内終了がやっとだったのである。

期間を 2 週間と再定義し期間短縮問題をクリアした場合、「濃厚接触者」となったため教育実習を大学院進学後にシフトした場合、そして教育実習期間を延期しても教育実習が実施できなくなって 8 月 11 日「通知」の対象になった場合等である。

ところで、「特別講義」の受講予定者に、教育実習が 11 月開始の学生が含まれていた。そのため講義の開始は 12 月に予定した。

時期的には前後するが、前述したように、特別講義の受講予定者数の確定問題を積み残したまま、5 月から準備を開始した。

今年度の教職課程委員は 4 人である。他方で、教職課程の職務はそれぞれが担当する教職課程講義（非常勤講師の責任教育としてのサポート任務も含む）や教育実習生の監督のための学校訪問を除くと、後期に集中する。主なものは、例年では教職実践演習と教育実習事前指導を、9 月から 12 月まで行っていく。また「コロナ禍」で対面による会議も制限されていた。8 月 31 日の教職課程委員会において分担せずに進めることになったため、特別講義案（骨子）を提案した筆者が具体化することになった。

5 月 25 日の教職課程委員会での提案時点の構想を、具体化する形で進めて行った。構想されていたのは、大きくは以下の 2 点である。

（1）5 月案の構成

- ・課題解決型のワークショップ（「総合的探究の時間」をモデル）で行うこと。探究課題を「地方の高校の改革を考える」とすること。

- ・15 講（30 時間分）の講義・演習で代替する。日程的には 4 日間で、弾力的に実施すること。

※ 高校での調査や、地域での調査を取り入れること。実施場所として〇〇高校（〇〇校長）に依頼をする。生徒と関われる場面も欲しい。そのうち 2 回を現地で行う。最後は高校における発表会を行う。

特別講義の方法論を課題解決型のワークショップ（「総合的探究の時間」をモデル）とすることについては、当初から構想されていた。筆者は、2019 年度に新免許法で開講が予定される「総合的な学習の時間の指導法」に準備するために、「総合的な探究の時間」について論文を執筆した。それが基礎にある⁸。

そして講義・演習の方法論が探究である理由は、受講者に関する以下のような理解から選択された。北大生は一般的に、都市進学校出身⁹で、地方の教育の現実には非常に疎い。しかし教員として配置される場合には、出身校とはまるで違う環境の学校に配置される場合も多い。そのギャップに苦しんでいるという事情は、教員となった卒業生からもたらされている。また、特殊な趣味的情報に興味がある場合を除けば、日本で何が進行しているか、特に差し迫った「人口減少」が何を 40 年に渡る教員人生にもたらすのかについて知らないし、知る意欲ももっていない。例えば、この特別講義の受講者で日常的に新聞を読んでいるものはひとりもいなかった。このような事情があるため、自分で課題を考えてそれを解決する「探究学習」の方法がふさわしいと考えた。

「緊急事態宣言」の全国解除が委員会当日（5 月 25 日）であったことも関係していたと思うが、学校現場（高校）で活動することが目指されていた。

⁸ 浅川和幸 [2020] を参照。

⁹ 出身都道府県で言えば、北海道が 3 割（札幌市が 2 割）、本州が 7 割である。そのうち、東京都が 3 割弱を占め、関東圏、関西圏、中京圏の大都市から来ている。

6月23日の教職課程委員では、幾つかの教育委員会から教育実習期間の短縮を目的とした教育実習内容の読み替え提案があった。それらへ対応を検討しつつ、骨子を固めて行った。

(2) 6月案の構成

・課題解決型のワークショップ（「総合的探究の時間」をモデル）で行うこと。探究課題を「地方高校の学校－社会連携による改善を考える」（仮）とする。具体的な課題は、学生に考えさせる。

※ そのため、ガイダンス日を設定し、「探究課題」を考えさせる

・15講（30時間分）の講義・演習で代替する。日程的には3日間で、弾力的に実施すること。

※ 可能であれば、2回を現地で行う。不可能な場合（リモート実施）は、予め人選を行い、Zoomミーティングでインタビュー（生徒も入れる）。現地と北大の2カ所に教員を配置する必要がある。最後は高校における発表会を行う。

※ ○○高校（○○校長）に依頼をする。高校での調査や、地域での調査を行う。高校閉校後の地域課題。生徒が閉校をどうとらえるか。

探究課題が少し具体化している。また、現地活動が不可能な場合に「リモート」で行うという提案もなされていた。しかし、具体化は停滞していた。

次の教職課程委員会は8月31日に行われた。

そこで、特別講義の規模についての見通しががつかないことが大きい。委員会では、「8月7日「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」が出されたため、学校現場の身になった場合、期間短縮するぐらいなら、取り止めに走る」と推理した。その結果、教育実習期間の短縮はまだそれほど多くない（この時点で11人）し、特別講義は例外的になるだろう。すなわち、小規模に止まるとの認識である。そのため、ひとりで特別講義全体を主催し、他の教職課程委員には他の任務へ集中してもらおう分業体制を決定することができた。

(3) 8月案と状況の縮減

6月案と同様である。

しかし、ここまで対象としていた○○高校ではなく、教職課程委員が所属する部局（大学院教育学研究院）が連携協定を締結している町村で実施する形で再提案された。具体的には、「道立湧別高校案」（湧別町）と「村立西興部中学校案」（西興部村）である。

また、準備の目途として「9月中に講義のコンテンツを用意する必要がある」が出された。さらに開講時期は、後期授業に教職実践演習、実験・卒論を考慮する必要があることも念頭におかれ、「後期中の土日開講、冬休み（春休み？）開講。3日を確保する必要がある。」となった。

そして、前述したように、特別講義を筆者が全体を主催することになった。以降の記述は、委員会には事後報告される形で進行した。

また、特別講義は「新型コロナウイルス」感染拡大の下でも「オンライン授業」が可能なように整備された北大のシステム（Moodle）を用いて進めることになった。

ところで、本報告の内容からは少し外れるが、教職課程委員会では全く教育実習ができない学生が生じた場合に備えるために、「後期で学校インターンシップの履修を進め、これによって代替的な教育経験をもってもらおう（確実に教員になるもの限定）こと」を追求することにして、そのために高校との連

携も模索した¹⁰。

これらの様々な努力も、札幌市での「ステージ4相当」の下では実行不能になっていった。特別講義も、現地活動は不可能となり、札幌市から他地域への移動さえも自粛が要請されるようになった。特別講義の準備は、「感染拡大」に後れをとらないように進められて行った。

(4) 特別講義の準備開始

筆者が全体を主催することになった。そのため、新たに探究活動の対象地域を獲得するのではなく、部局においてこれまで連携窓口を担当してきた西興部村を探究の対象地と定め、学生が探究活動を進めることを可能にする素材(資料)等を収集することとした。図表8はその準備と特別講義を実施した日程を整理したものである。

詳細は割愛するが、「探究活動」を進めるためには、探究にふさわしい「本物の素材」(「オーセンティックな課題」)が必要である¹¹。

特別講義の構成や内容については後述することにして、準備と実施の日程を確認しておきたい。その範囲で、多少内容にふれる場合がある。

9月11日から特別講義を西興部村で行うという筆者の構想について、村の教育長と議論を開始した。メールのやりとりに加えて村に出張を行い、インタビュー調査を行うことになる村役場の理事職(副村長)、中学校の管理職(校長、教頭)への説明・依頼、収集するデータについて実現可能性も含めて、教育長と詳細について議論をおこなった。

筆者はここまで、科学研究費補助金を使用し、村を対象とした研究を2013年度から7年間継続し、論文や報告書を執筆している。その関係で、村を対象とした研究についてもどのようなものが存在するかを熟知している。さらに、インターネット以外で、補足的に村から直接提供していただく必要のある資料等をリストアップし、11月1・2日に計画した現地調査の準備を進めた。

11月1・2日の収集データの整理から、さらに必要なものを特定し、教育長に補足資料の収集を依頼した。

ところで、その時点では履修数の確定はできていなかった。しかし、10月31日には「講義の開始時期」についての掲示を、本学のインターネット上の履修情報を連絡するシステム(Elms)で行った。

特別講義の受講者で11月に教育実習を実施した学生の本学への帰還をまって、12月2日からガイダンスの日程調整を行った。7日にガイダンスを行ったが、ガイダンスと言っても講義全体の構想や探究という方法、各自の探究課題について議論してもらった。方法は、「オンライン授業」(双方向、Zoom使用)である。また、履修生の学修の状況と特別講義の課題にいつ取り組めるのかについて議論も行った。

卒業論文や実験、さらには他の免許(学芸員資格の集中講義)の日程等の関係で、年末・年始、そして通常授業の終了時期近くから後(2021年1月末から2月初頭)であることが明らかになった。

ところで、受講者各自が探究するためには、提示する課題を考えるために多角的な資料が必要となるし、自分で調べる必要もある。そのために、提示する資料は「豊穰」である必要がある。また、行政用

¹⁰ 市立大通高校との間で、高校生の学習支援カリキュラム(「チャレンジ・ベーシック」)に学生を参加させ、「学校インターンシップ」の単位を出す形を追求した。この想定は幸運なことに現実にならなかったため、「学校インターンシップ」は従来から実施されている札幌北高等学校定時制における実施のみとなった。

¹¹ 教育用に作られた偽物の課題ではないという意味である。ニューマン・F.M. [2017年]を参照。

資料や村の主産業である酪農業についても専門論文も含めて読みこなすことが必要な場合もあるかもしれない。そのために、提示する資料は多くなった（後述）。資料は、前述した本学の授業支援システムに文書資料、映像資料（写真と動画）に掲示する形で行われた。

図表 8 特別講義の準備と実施

日付	進行・内容
2020年9月11日	西興部村教育長と特別講義の構想についての議論を始める
9月24日	西興部村に特別講義についての説明の出張
10月31日	(掲示)講義の開始時期について
11月1・2日	西興部村に取材出張(追加資料の依頼)
12月2日	(掲示)ガイダンスの日程調整について
12月7日	ガイダンス(特別講義の課題の解題等演習)の実施(オンライン双方向)
12月9日	(掲示)ガイダンスを実施しました
12月27日	(掲示)特別講義の資料と課題等の掲示がほぼ終了しました
12月29日	(掲示)軌道修正用の臨時会議のお知らせ
2021年1月3日	(掲示)【緊急】軌道修正に化係わる臨時会議の開催について
1月4日	課題に関する中間演習(議論)の実施(オンライン双方向)
1月4日	(掲示)軌道修正用の臨時会議の結果
1月25日	最終課題の掲示足すそのための議論の場の日程調整の相談(掲示)
1月26日	(掲示)第1次調整の結果(再調整の書き込み要請)
1月28日	(掲示)第2次調整の結果
1月29日	(掲示)最終課題議論(探究対話)の日程決定とZoomのURLの連絡
2月4日	(掲示)【ご注意】本日は最終課題議論があります(ZoomのURLの再掲)
2月4日	最終課題について演習(議論)の実施(オンライン双方向)
2月4日	(掲示)録画視聴の設定の変更について
2月5日	(掲示)最終課題の議論のZoom動画のURLの公開について
2月5日	(掲示)追加参考資料の掲示
2月8日	課題レポートの期限
2月19日	事務方に成績報告
3月初旬	西興部村教育長からの課題レポートに関するコメントの掲示(予定)

※ 太線はオンライン授業(双方向)で行った演習(議論)

12月13日に資料の課題とその解題を含めて前半部分(約半分の分量にあたる理論編)を掲示、後半部分(探究対象とある西興部村関連の資料、通称西興部村編)を含めて、全ての資料の掲示が終了したのが27日で、冬季休業期間になんとか間に合うという形となった。

この全体的な講義資料について、年末・年始で目を通すように受講者に指示を与え、課題・解題についての質疑、各人の探究課題と資料の整合性に関わる意見交換を行った。それが1月4日の「課題に関する中間演習(議論)」の実施である。講義・演習の取り組み方についての軌道調整や相談にも応じた。これもオンライン形式(双方向)でおこなった。

受講者は特別講義を、年始明けから始まった、卒論実験等や発表会準備も含めた最終年度の課題に並行して、取り組んだ。

後述するが、特別講義の課題レポートは6種類である。その「最終課題レポート」を対象として、受講者全体に議論を課した。そのための連絡・調整を1月末に行った。6人の受講者でさえも、この時期の時間調整は困難であった。夜間帯、土日を候補に入れてようやく1カ所だけ2時間の議論時間が、2

月4日の夜間帯に確保できた。そして、実施した。

「最終課題レポート」も含めた全ての課題レポートの提出を、2月8日に設定し、一部の例外的取扱いがあったが、課題の全てが提出された。それをもって、教育実習期間の短縮のための「特別講義」の修了を認定した。

受講者の西興部村編に関する課題レポートは、教育長に送付され、村教育の実施者にとっての現実という観点から評価・コメントをしていただく。3月初旬に教育長から評価・コメントが送付されてくることになっているので、それをElmsに掲示する予定である。

4. 特別講義の構成と実施

特別講義について、受講者に配布した内容を転載する形で説明する（学生に掲示した文章のままである）。詳しくは文末の資料編を参照していただきたい。構造を中心に説明してゆく。

特別講義（呼称が「講座」となっている場合もあるがお許しいただきたい）は、大別して4つの部分からなっている（「ガイダンス資料」の3を参照）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ガイダンス2. 理論編（理論的課題に応える）<ol style="list-style-type: none">① 混迷の時代において「探究すること」を学ぶ② 「人口減少社会」における地方創生と教育の課題について考える③ 「人口減少社会」における持続可能な地域づくりと学校と「地域創造型教師」について考える3. 西興部村編（現実的課題に応える）<ol style="list-style-type: none">① 西興部村を学ぶ（産業、自治体行政等）② 西興部村の教育を考える——地方教育の課題と中学校教育4. 探究結果を意見交換する——発表会と講評 |
|---|

（1）講座の趣旨（12月6日文章）とその後の異同

特別講義の目的は、「答えのない」時代の教師像を、「地域創造型教師」（「生徒」と共に「探究する」教師）という提案を梃子に探究する」においた。そして、この目的を達成するために、「地方小規模自治体（西興部村）村づくりと中学校教育（村立西興部中学校）に関する諸資料を検討」してもらったことにした。

問題意識は以下のようなものである。

受講者が教員になった時に迎えることになるこれからの40年間（およそ2060年）という時間的な地平は、現在という時間の漫然とした延長線にはない。「未知の未来」である。これは教員にとってだけでなく、児童・生徒にとっても、そして人類にとっても（多分）そうである。日本においては、「人口減少」による国家の縮小・衰退という形で経験することになる。ガイダンスの文章では、次のように記述した。

「このような未知が待ち構えている中で教師として仕事を続けるために、言わば「先取的に」課題に直面している地方の小規模自治体の村づくりと中学校教育の現状と課題について深めることを通して、未知の未来の教師像（「地域創造型教師」）について探究を行い、皆さんの教師としての力量形成の方向性を見定めることを達成する」ことにある。

そしてガイダンス時の計画から、内容には大きな変更はなかった。変更した部分のみ説明する。

特別講義の趣旨説明の段階では、集団的な議論の場所を「ガイダンス」と「探究結果を意見交換する（発表会）」の2回であると考えた。しかし、オンライン形式（双方向）の中間的な演習（議論）を加えた。特別講義を実施する時期が年末年始と1月となったため学生の学部で異なる学業の集中状況を考慮するため、また前述のように札幌市が感染拡大の「ステージ4相当」となっているためオンデマンド形式で課題レポートを遂行することになったために、中間的な議論の必要性があると考えたからである。

また、可能であれば最終の「発表会」と教育長からの公表は、教育長もZoom参加でお願いすることを当初考えていたが、受講者の卒業年次の日程調整の困難（少なくとも教育長の勤務時間に行うことが難しいと判断した）ために断念し、課題レポートの送付、評価・コメントをいただき、掲示するという形に代えることになった。

（2）特別講義の方法論と方法

以上のような事情から、特別講義はオンライン形式で行われた。

オンライン（双方向）の演習部分が3つである。「ガイダンス」、「課題に関する中間演習」、「探究結果を意見交換する」である。

オンデマンドの課題とレポートが6つある。「第3・4講 課題レポート」（12月9日掲示）、「第5・6講 課題レポート」（12月9日掲示）、「第7・8講 課題レポート」（12月9日掲示）、「第10・11講 課題レポート」（12月9日掲示）、「第12・13講 課題レポート」（12月9日掲示）、「最終講 課題レポート」（2021年1月25日掲示）である。

課題レポートは順に提出された、またコメントを付して、やりとりをした方が良かった。しかし、何度も述べているように年末年始と1月と実施の関係で、受講者が時間を見つけて行えるようにするためにはオンデマンド形式で、集中して取り組む時間を見つける形でしか取り組むしかなかった。そのため、全体を一括の締め切りとした。

そして、全体の評価・コメントは、村教育長のそれを加えて、3月初旬に行われる予定である。また、この実践報告（書）が受講者への報告ともなる。

（3）特別講義における探究の素材

資料編の記載の順序とは前後するが、どのような資料を検討対象としたかを説明する。資料編「10. 参考資料」がそれである。

詳細は割愛するが、多岐に渡る。方法論（探究原理）に関わるものとして、学習指導要領と解説と論文の一部が、人口減少や地方創生に関わる論文や村の取り組みに関する論文や報告書、新聞記事、統計、村が発行したパンフレットや「総合計画」等の行政文章、教育委員会や中学校の「学校運営計画」や「学校要覧」である。これに、画像と動画である。画像は酪農専業地帯に位置する人口1000人の村のイメージをもってもらいたいと考え収集した。風景以外では、村の産業（ギガ・ファームと放牧酪農、介護施設、楽器工場）に関わる画像・動画である。動画は、村行政の理事者（副村長）や教育長、中学校校長や主要分掌担当教諭、初任教諭、学童保育担当者のインタビューである。

補足するが、現在の教育に関わる記事等についても参照可能なようにした。全く新聞を読まない北大生は、「人口減少」さえ知らない場合がある。自分が社会に疎いこと、さらに都市進学校出身という偏つ

た環境で身につけた行動原理を問い直す（省みる＝反省する）ためには、新聞が使えるツールのひとつであることを思い起こしてもらうためである。

ところで前述したように、これらの資料群の全て読了することを指示したわけではない。必須のもの（探究という方法論について、また「地域に根ざした教師像」）については指示したが、他は参考にしてもらうための素材である¹²。

本来的には、探究課題について議論をし、探究を進める過程で検討課題との関係で検討する素材は決まってくる。そのためのアドバイスをやりたい。しかし、卒業学年の年末・年始時期であることに鑑み、文章を Elms 上に掲示することにした。

（４）特別講義における「課題と解題」の意味

特別講義のオンデマンド部分では、前述の資料を素材に課題レポート（6種類）に取り組んでもらった訳であるが、都市進学校出身の、また日本社会の現時の変化に関心が乏しい学生にとって地方の地域社会やその下での学校についての理解は非常に困難である。自分とは、「無縁」であるとさえ感じている。そのため、探究の素材と課題を提示しても、それが何を意味するのかは理解困難なのではないかと考えた。それで、理論編と西興部村編のそれぞれの冒頭に「課題と解題」を置いた。

「理論編」の「課題と解題」は、3点で教育におけるいわば「正常性バイアス」を探究してもらうものである。

第1に、現在の日本社会の位置（成長期から後退期に入ったこと）について理解してもらうと同時に、それを先取りしている地方の厳しい状況について考えてもらうこと。

第2に、それに対応して従来の「受験競争」が児童・生徒の学習モチベーションを供給する構造が限界に突き当たっていること。手段的学習観を転換する鍵になるのは探究という教育原理である（今回の学習指導要領で構想されている）。

「課題と解題」では、「一般教科とは異なる位置づけにある「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に名称ともども大きく変更し、打ち出しています。さらに、「総合的な探究の時間」は、地方の学校経営の変更（「カリキュラム・マネジメント」）と結びつけて構想されているところが重要です。新しい原理として探究に切り替わろうとしていることについて理解する必要性を説いている。」として、説明した。

第3に、大都市以外の小規模地方自治体では、「地域づくり」と「学校づくり」が補い合う形で存続を模索する時代になっていること。それが従来の教員像に転換を迫る。

「課題と解題」では、「都市の学校では定型的に、地域社会と学校は壁で仕切られていました。地方の学校においては、従来からも学校・教員ともに地域社会と浅くはないうつながりがありました。そしてこれからは、地域社会の存続と学校の存立がよりタイトに結び付くようになるのです。この小論は、端緒的なもので、この変化の広範な影響を見通すものではありません。日本の学校が「生活学校」としての包括性を持っていたため、教員の仕事の範囲は無限定性でした。地域社会と学校の変化は、教員の仕事の意味と質（量も？）が大きく変えることになるでしょう。」として、説明した。

¹² 詳しくは前述した浅川和幸 [2020] にあるが、現在の学習指導要領や最新の中央教育審議会答申（「日本型「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」）においても、高校における生徒の学習のモチベーション不足を改善するために競争に由来するものから、探究を支えとするものにシフトすることが主張されている。これに対応するためには、まず教員がそれになじむ必要があると考えた。

「西興部村編」の「課題と解題」は、学校と地域のこれからの関係を探究してもらうことを促進する目的をもっている。学校・教育の存立の背景には地域（西興部村）がある。しかしそれを学ぶことはどのような意味でなのか。教育を通して、地域づくりを構想するという「第7・8講 課題レポート」の視野を拡張することも含めて考察することを求めた。特に、都市との比較で劣位のものとして児童・生徒の地域アイデンティティが形成されがちであるが、厳しい状況にあっても奮闘する自治体は奮闘している。この努力やたくましさを知り、ふれることはいずれ村を出ても、児童・生徒のその後の人生の貴重な「軸」となる。このようなことを考えていただければありがたいと考えていた。

しかしながら、地方自治体と中学校は（設置主体が村であっても）別の存在である。このことが今後もたらずであろうこと（端的には、「亀裂」）を考えることが重要である。

（5）特別講義受講者の構成

以降での「課題レポート」へのコメントの際に、少し関わる場所もあるため受講者の構成を、学部、実習教科と母校所在地に限定し記述する。

文学部・英語・札幌市、文学部・地理歴史・東京都、教育学部・国語・東京都、理学部・数学・兵庫県、理学部・理科・京都府、理学部・理科・三重県、である。母校所在地という観点から整理するなら、東京都2人、京都府1人、兵庫県1人、三重県1人、そして札幌市1人である。高校の所在する人口の観点から言って、地方と言い得るのは兵庫県の1人だけである（人口約4万人）。

（6）特別講義の課題レポートと探究結果

2講時分が基本単位で、資料等の読了・視聴と課題レポートの作成を行う。以下ではどのような趣旨の課題レポートであったのか、それにどのような探究をしたのかを特徴に限定して記述する（課題レポートの文面は資料編を参照のこと）。

「第3・4講 課題レポート」は、2060年（教員としての在任期間終了時）を見すえて、中等教育への要請を考察することを課した。とりわけ教育原理の転換（「競争」から探究へ）を考察の対象とすることを要求した。

受講者は様々な観点で深めたようだ。探究結果のなかでは、生徒の探究を育てる教員の力量の養成の難しさと、探究を全うする際の教員の立ち位置や教員自身の探究に関すること中心を占めた。「探究の同伴者」と評していた。また、生徒が探究を深めるに当たっての、学校全体にわたる「根本的な意識改革」の必要性を指摘した受講者もいた。

「第5・6講 課題レポート」は、「人口減少社会」が地域社会と学校にもたらす困難について、どのような観点からこの問題を取り扱うべきなのかを考察することを課した。

探究結果のなかでは、生徒の「自分の（人生）の軸」をつかむことを励ます教員の実践の重要性や、都市も含めた「地域創生」の必要性の指摘が中心となった。また、21世紀の中盤にまで視野を広げた長期戦を意識した、粘り強い取り組みの重要性を指摘した受講者もいた。特に、「新しい学校像」として、「地域統合の象徴としての学校」、「地域振興、特に子育て世代を地域につなぎ止める最も有効な施設としての役割を果たしうる学校」、「小規模校の持っている良質な文化を明確に残し、（さらに）作っていく」ことを提案していた。

「第7・8講 課題レポート」は、地域と学校の関係の大きな転換を背景に、未来の教師像についての試論を考察することを課した。

探究結果は様々となった。「教員養成に直接関わる大学も、こういった運動（地方創生への参与、筆者注）には参画していかなければならないのではないかという」という厳しい指摘があった。また、同じ受講者は、「当事者意識の醸成という意義においても、教育行政や法について包括的に学ぶ教員養成課程の時点で、こういった地域創造と何らかの形で関わりを持ち、教員の意識改革を事前に進めることは重要ではなかろうか」と指摘していた。さらに、新しい教員の役割について、「「持続可能な地域・地方」を目指した意識」の醸成に向けた自治体と住民のファシリテーター」となることを指摘した受講者がいた。さらに、前出の受講者が教員の役割と指摘した「ファシリテーター」を学校の役割として捉え直し、持続可能な地域の「協働」的な取り組みの「つなぎ目としての学校」像が必要だと指摘する受講者がいた。

「第10・11講 課題レポート」は、教員がなぜ地域（社会）を理解必要があるのか、理解する場合の方法論を探究してもらうためのものである。特に、学校の環境としての地域社会の努力に目を向ける端緒にしてもらいたと考えた。

探究結果は、地方の小規模自治体の中学校が、中学生に学習・進路（人生を探索する）モチベーションをもたせることができるかを考えるものとなった。そして、賛否がわかれた。一方で、教員が村の持続可能性の追求の努力についてどれだけ知っているのか（知らないのではないか）、という問題提起が行われた。他方で、生徒が「広い視野」をもてるようにすることが大事ではないかという主張もあった。

その中でも重要な探究だと筆者が考えさせられたのは、「村」についての先入観を改める必要性の提起である。副村長へのインタビューから、「西興部村の50%が西興部村で生まれて、西興部村に住んでいる人であり、村外から来た人が50%である」、「古くから濃密な近所づきあいがあり、村員が全員顔見知りで、何かあったら良くも悪くも筒抜けになる、というイメージの村ではないということだ」と、ステレオタイプの認識を疑ってかかる必要性が主張された。現在の「人口減少」が進む「村」は、かつての「村」とは剥離しているという事実に基づき、依拠する必要性である。

「第12・13講 課題レポート」は、村の中学校が自らの課題を理解することを巡る問題とその実現の方途に関する考察を求めた。特に、目の前のものだけではなく後期中等教育全体の視野の下で、また多角的に理解する必要性について考えてもらおうとした。

探究結果において特徴的であったのは、学校が生徒の「なぜ学ぶのかという根源的な問い」に正面から応えるべきであるという強い指摘であった。同時に、そのためには、この問いの根源性に対応した教員の応答責任（意志と能力）の表出と表明が必要であると指摘された。今後の学校づくりを考える上での原点とも言える探究である。

また、方法についても探究が進められた。「地域の良さ／問題点」を新来任教員と生徒が「協働」で探索するという方法や、教員の境界（移動）人としての「地域理解」の省察への生徒の関与という方法である。

「最終講 課題レポート」は社会的・歴史的視野をもった教員としての職能成長と仕事の課題についての考察を求めた。

様々な探究がなされたようだ。それぞれの探究結果の核心部分と筆者が理解したことを要約的に列挙する。「生徒と探究を伴にする教員像」、「人生を「哲学」する生徒に応える教員」、「地域住民・他の教員と協働する学びの実践者としての教員の責務を果たす」こと、「単に日本の将来を憂えるのではなく、時代の劇的な変化に振り回されない軸をもち、覚悟をもって自分の人生を形成して行けるような生徒を中学校教育で育てべきだと結論付けた」である。さらに、自分は競争モチベーションで勉強し、大学合格と同時に学修モチベーションがなくなると自己描写した学生は、「自分の生き方と将来像を描くこと

です(これは、「探求」のモチベーションになるものであると同時に、「探求」を行わなくては見つけられないものだと思います)」と記述した。生徒が教員に「付度」して探究ができない可能性、自分の進学校時代の「空気読み」への危惧を記述した受講者もいた。

5. 特別講義を終えて

以上のように、受講者は多様な探究をしたと思われる。

各受講者の特別講義への感想を、地方の小規模自治体を対象として、教師像の探究を行ってもらったという目的という観点から、代表的だと評価した感想掲げておく。

「私は都市部の中高一貫校出身だったこともあり、地方に関しては全く以て無知だったのですが、本講義で目が覚めた気がしました。これを機に、政治学や行政学にも少し手を出してみようかと考えています。

コロナ禍だったこともあり、変に思索にふける機会も増えていたのですが、今までの自身の考えが恥ずかしくなるくらいに軽薄だったことを実感しました。そして、私の勘違いかもしれませんが、哲学の授業以上に哲学をした気がしました。レポートは少し大変でしたが、面白い授業でした。」

※ 東京都出身。原文全体。要約なし。

特別講義の趣旨は概ね達成されたと考える。「哲学」であったと評したところに注目したい。「自分で知る」ことの意味を知る」ことのかげがえのなさへの注目である。

これ以外で、筆者が重要だと考えた感想を点描的に2つ紹介する。

第1に、生徒に「自分の立ち位置」への反省や「反省的思考」を促すために、教員自身がどのように「反省を実践して行くのか」が重要であるという理解は、探究という方法が他者を不可欠とし、特に地方の小規模自治体を念頭においた時に、教員自身が生徒にとっての他者であるようにすることの重要性についての指摘である。

「答のない時代」に挑む教員は、生徒と共に「問う」教員である。そして、この「問い」は地域づくりや地域での生活の在り方にも及ぶ。その中で、方向性が「見えるのかもしれないこと」を受け止める覚悟である。

第2に、教員としての自分の「軸」を、生徒と共に探究すると書いた学生は、感想の最後に、「重要なのは自身が育った町、住み慣れた町に愛情をもてるようになることかもしれない。」と書いたことを紹介したい。この文章の含蓄は重要であると思う。この受講者は時代や社会が変動していくからこそ、自分のいる場所に「愛情をもてる」ことが重要なかもしれないという結論にたどり着いた。

これらのことを、今後の40年間教壇に立って、生徒と考え続けてもらいたい。

6. まとめと謝辞

以上で、今年度の教育実習期間の短縮を補てんするための「特別講義」の実践報告を終わりにする。最後になったが、「コロナ元年度」を終え、「コロナ2年度」を迎えるにあたって、この実践報告それ

自身についての感想と、「コロナ2年度」に向けての要望を書いておく。ただし、要望と言っても、それを叶えていただく相手があるものではない。教育実習への対応をとっても、文部科学省は一杯一杯であったに違いないと考えるからである。簡単なアンケートが各大学等に送付され、それが集約されてインターネットで公開されるのが精一杯であろう。これは「コロナ2年度」がどうなるのかが不透明な段階であれば、アンケートの配布と集約の労力を考えたときに、実質的なパフォーマンスがどうかという観点から考えたとき、そのような判断はありうるものとする¹³。

第1に、「コロナ元年」の教育実習を巡る、特にどのように各大学は対処し、それに文部科学省はどうかに関与したのかについて知りたい。この点で情報があると、「コロナ2年度」の対処が行いやすい。

「コロナ禍」の教育実習期間の推移と期間短縮とそれに対応する文部科学省の代替措置が打ち出されていき、本学教職課程委員会でそれに対応して行った。それについては、この報告書の通りである。前例がないなかで、他の大学も含めて見通しが利かない中で、文字通り「暗中模索」で実施して行った。

各大学は、本学のように「特別講義」を行ったのか、「学習支援員」活動を単位認定したのか、「特例措置」採用したのか、どのぐらいの割合だったのだろうか。

少し広げて述べると、各大学は教育実習を含めて教職課程をどのように、「コロナ禍」適応しながら運営したのかについても同様である。

これらの情報があると教育実習を受け入れる学校側も、「期間短縮」を判断する見通しが良くなると思考する。逆に、教育実習生を送り出した大学側からは、教育実習生が「新型コロナウイルス」感染拡大に関わったのかを知っておきたい。教育実習生は、都道府県によっては、非常に警戒される存在であったことは事実である。

第2に、「学校・子供人材応援サポーター人材バンク」はどの程度使用されたのかを知りたい。「学習支援員」活動は、「新型コロナウイルス」感染拡大との関係でどのように推移したのだろうか。また、その場合の「学習支援員」の身分がどうであったか、労働契約や発生した「賃金」、そこで生じた「労働災害」にはどのような処置が行われたのか、である。

最後になったが、特別講義受講者に探究の機会を提供して下さった西興部村（役場・学校。関係者の方々、特に教育長）に特別の謝意を表したい。この特別講義は、貴村の協力なしには実施は不可能であった。

貴村との連携協定の賜物としての特別講義であったが、今度は本学の教職課程の貢献が求められる番である。

また、大学独自設定科目の教職課程科目「学校インターンシップ」において、この地方版として西興部中学校における一週間の学校実習を行うべく教育委員会と教職課程委員会で準備を進めていることを、付け加えておきたい。

¹³ 「コロナ禍」で露呈した公務員全体のマンパワー不足は、災害等への復旧の地方自治体の遅さ（端的には罹災証明書が発行できない）とも相まって、この国の持続可能性の限界を感じさせるものとなった。新聞においても、第一種を含めた国家公務員の離職が取り沙汰されている（「霞が関 採用戦線異常あり 背景に深夜残業、長時間労働」『北海道新聞』2021年1月28日）。雑誌『中央公論』（2020年10月号）は、「コロナで見た公務員「小国」ニッポン」を特集している。日本社会は、新自由主義の「行政改革」で「肉抜き加工」されたのだと考えられる。この政策を転換しない限り、公務員のマンパワー不足によって様々な人的災厄が生じ、拡大するだろう。

【文献一覧】

浅川和幸、2020年、「人口減少社会」における「総合的な探究の時間」の構想と実践の課題：（教職課程）「新聞づくりを生かしたシティズンシップ教育」を素材に」、『北海道大学教職課程年報』（北海道大学）、第10号、1-71頁。

ニューマン・F.M. 2017年、『真正の学び／学習——質の高い知をめぐる学校再建——』、春風社

「相談室 Q&A Q インターンシップの学生に報酬を支払えば「労働者」と見なされるか」、『労政時報』（第3507号、2001年9月21日号）

「特集 コロナで見た公務員「小国」ニッポン」、雑誌『中央公論』（2020年10月号）

※ 掲示した資料所収の論文については、そこに出典を記載した。

1. ガイダンス資料（2020年12月6日掲示）

——2020年度教育実習短縮補てん講座——地域創造型教師を考える——

1. 講座目的と探究活動の対象

「答えのない」時代の教師像を、「地域創造型教師」（「生徒」と共に「探究する」教師）という提案を梃子に探究する。

この目的のために、地方小規模自治体（西興部村）村づくりと中学校教育（村立西興部中学校）に関する諸資料を検討する。

※ この講座では、中学校の問題をひとつの軸として考える。それは、皆さんが中学校免許取得を目指した教育実習の期間短縮者（3週間の教育実習が2週間に短縮となった）であることを考慮したからだ。予め述べておくと、設置主体は、ある点を除き、学校経営に大きな影響力をもつ。この除かれた点こそが、この問題の隠れ論点となる。教員は、いわば「旅人」である。地域に根づくことは難しい。自分の子弟の教育・進学を含めた人生への責任の問題を除いても、教師としての専門職性の伸長が移動を不可欠としない形に展望できない場合に「旅人」性を拭うことは難しい。

2. 講座の趣旨と構成

これからの教師が直面する時代（2020年～2060年）は、これまでの人類の生存基盤が問い直される大きな転換点にあたる。

※ 「人新世」（アントロポセン）と呼ばれる温暖化による気象災害や各種の感染症の拡大の時代である。

しかし、従来からの核兵器を含めた軍縮や温暖化への対策ひとつとっても、世界的な格差の圧倒的な拡大の中で、合意もできなければ有効な対処もままならない。

このような時代に教師は、未来を生きる生徒に何ができるのであろうか。少なくとも、予め「正しい答え」をもって、それを生徒に教育するというスタイルが通用しないのは当然である。先行世代である大人にとっても未知である未来を、どのように共に創造するのかに向けて、「答えを探究することを学ぶ」学びのスタイル・方法にしなければならないことは明らかだ。

※ これは新しい学習指導要領のテーマ、「総合的な探究の時間」の主題である。

特に、日本社会を念頭に置くなれば、これからの教師は人口減少による地域衰退に抗して、どのように持続可能な地域・学校づくりを行うのが最も重要な仕事となる。例えば、若い教師が教師人生の最終盤（2060年）に直面する日本社会の人口は、現在の3分の2で、現在よりも4千万人も減少していると予想されている。

※ 重要書籍として指摘したものから、幾つかを読んでいただくと、日本の未来の姿が明瞭になる。しかしこれに、現在の「コロナ禍」、オリンピック後の国家財政の破綻の可能性、激甚災害の頻発、原子力

【特別講義資料】

発電所の安全な廃炉等々、未知の未来には「暗雲が垂れ込めている」。

このような未知が待ち構えている中で教師として仕事を続けるために、言わば「先取りの」課題に直面している地方の小規模自治体の村づくりと中学校教育の現状と課題について深めることを通して、未知の未来の教師像（「地域創造型教師」）について探究を行い、皆さんの教師としての力量形成の方向性を見定めることを達成する。

2020年時点の、地方という場所を考慮した中学校教育の論点として念頭にあるのは、地方創生の観点から、新しい学習指導要領（「総合的な探究の時間」や「カリキュラム・マネジメント」に端的）やCSや「地域学校協働本部」を始めとして「教育の地域化」を進めることを可能にしている一方で、これまでの全国的で共通する教育課題に応える志向性（学習指導要領の規範性に制限をかけることはしていないし、「全国学力テスト」という標準テストのパフォーマンスで学校を評価すること）も根強く残っているという、2つの志向性の「分裂？」である。

例えば、中学校教育において、進路実現という課題をとってみても、前者は生徒の学習モチベーションを地域から発掘する可能性を提示するのに対して、後者は競争的なあり方で講習を通じた学力向上を目指すというものの分裂として現れている。

本講義において、この論点が重要な背景となっている。「人口減少社会」が激しい地域格差を伴って現れ、小規模自治体が存続可能となるために村づくりとそれに応じた学校づくりを考えるのか、全国的で共通する教育課題に応えることを良しとするのかで、教師がすべきことは、全く異なる。この講義は、前者の立場にフォーカスする形で探究を進めるが、それはこの立場を皆さんに押しつけるつもりは無い。それも未知の未来に挑むひとつの姿であるとする。あくまでも、履修者に深めてもらうことを目的とする。

講座は「総合的な探究の時間」における、「探究」を方法とする。新しい学習指導要領の中核原理は、「探究」を深めることである。これがどこまで実質化するかは、未知であるが大きな変化となる。この方法を学んでもらいたいという期待もある。

※ これまで日本の中等教育の中核原理は、進路指導であった。上級学校への選抜（選択）機能を軸にして、教育が組織化されていた。これは、ヨーロッパの中等教育が市民に相応しい力の陶冶を軸としていることとは、大きく異なる。中等教育における陶冶の完了は、「中等教育修了資格」として与えられ、これが高等教育に進むことを可能とする条件となる。日本においては、中等教育の修了は問題にせず、大学入学試験（選抜）がその代替的な機能を果たした。しかし、高校教育の内容を理解している生徒は、従来から5割であると言われているが、選抜は所詮、志願者間の相対評価にすぎず（いくら成績が悪くても、定員を充足しなければならない）、進学する一部の生徒にとっても、「大学全入時代」の今の日本において、学習を促す力として乏しいことは、言うまでもない。

「探究」を生かすためには、「探究」に相応しい対象と情報が必要である。本講義では、

【特別講義資料】

北海道で3番目に人口規模が小さい小規模自治体、西興部村を対象とする。そして、西興部村と村立西興部中学校・教師に関わる情報を提供する。これを素材にした探究活動を行う。

※ 一般的に言って「総合的な探究の時間」では、何を素材にするのかも考えることになる。その意味で、「探究する」素材も「探究」する。また、皆さんに提示する課題の先取りとなるが、「探究する」主体が何を「探究する」のかという意味を深めることが重要である。さらに、事前に考えるための素材を提示するという「掟破り」をする。これは、この講座が「コロナ禍」で教育実習が短縮化されたために生じたという例外的なもので、履修者が大学・大学院最終年次で様々な課題を抱えていること、しかしながら教員免許における最重要の教育課程（教育実習）の1週間（40時間）の教育実習と等価であると文科省が基準を示していること、12月～1月という実施期間（教育実習の後期延期等）などの、様々な不可避的要因による。様々な課題が比較的軽い方は、ご自身のインターネット等で、例えば政府統計窓口や、文部科学省関連の種々の答申にあたって欲しいことは言うまでもない。しかし、それが無理な相談だと思っているからの「掟破り」となった。

3. 特別講義の構成

具体的な講義（シラバスの提示）の前に、柱のみを記述したい。

1. ガイダンス

2. 理論編（理論的課題に応える）

①混迷の時代において「探究すること」を学ぶ

②「人口減少社会」における地方創生と教育の課題について考える

③「人口減少社会」における持続可能な地域づくりと学校と「地域創造型教師」について考える

3. 西興部村編（現実的課題に応える）

①西興部村を学ぶ（産業、自治体行政等）

②西興部村の教育を考える——地方教育の課題と中学校教育

4. 探究結果を意見交換する——発表会と講評

皆さんの全体的な課題レポートを西興部村教育長から講評していただくことを予定しています。

2. 「第2講 理論編の課題と解題」(12月9日掲示)

第2講 理論編の課題と解題

ここでは、この特別講義を考えるための方法論とそれを生かすべき対象についての外観を得てもらいたいと思います。

皆さんが、「コロナ禍」での「教育実習の短縮化」という戦後の教職課程ではあり得なかったことに直面しているように、未来が不確か(本講義では「未知の未来」という呼び方をします)になっています。

※ マクロ的な時代区分として「人新世」(アントロポセン)を採用してはどうか、という議論もあります。

皆さんが時代状況に敏感かどうかは知りません。もし、受験にかまけ、新聞も読まず、「知りたいことだけを知る」という生活をしているのであれば、日本が既に縮小を開始して大分経っていることをご存じないかもしれないと思います(教職実践演習で国立社会保障・人口問題研究所(通称、社人研)の日本の人口減少の予想を紹介したら、「迷信だ」と言った学生がいました)。

「人口減少」だけでなく、経済的な位置の後退も加速を続けています。

※ 2005年時の日本のGDPの世界のそれに占めるシェアは10.0%でした。2018年は5.7%にすぎません。一人当たりで換算すると、世界の25位です。2008年に最大人口を記録しましたが、昨年度は1年間で50万人の人口減少となっています。

この「人口減少」が格差として現れているのですが、ともあれ若年人口(0-14歳)の減少は厳しいものがあります。そのため、学校は規模を小さくし、統合や廃校が続出しています。

※ 先の社人研の予想では、2015年に生まれる子ども数の106万人を基礎に、合計特殊出生率がさほど変更しない前提で、2065年の子ども数を約60万人と予想しています。しかし、2019年には既に86万人にすぎず、2020年は「コロナ禍」の影響もあり80万人を下回ると予想されています。

すなわち、人口増・経済成長の時代に基礎が作られた戦後教育の全体は、全く異なる時代に直面しているのです。要するに、皆さんが教職キャリアを歩まれる時代は、日本社会の後退期です。これまでの「当たり前」は、「当たり前」ではありません。これまでの「正解」が、これからも「正解」であるかも不透明です。

皆さんのほとんどは、この後退期の足音は聞こえなかったかもしれません。しかし、地方において既に、それは現実となっています。

本講義では、「後退期」で教職を実践することを真っ正面に据えて、「未来先取的」に学

【特別講義資料】

校とそれが存する地域の問題を考えてもらいたいと思います。

考える素材となるのは、北海道で3番目に人口規模が約1,000人と小さな西興部村です。そして、考える際の方法論が「探究」です。

この「探究」について、予め少し説明しておきます。

新しい学習指導要領は、60年ぶりの大きな改正になりました。枝葉のところをおいておくとそれは、「正解」がない時代に対応した学習の原理です。そして、中等教育原理の完全とは言えませんが、大きな変更を反映しています。

これまでの中等教育原理は、皆さんが受けてきたような（受験指導を中心とした）進路指導でした。上位の学校への進学に向けて学習をアスピレートします。そして、獲得学力におうじて進路を配分し、クールダウンします。核心は「競争」を利用してモチベーションを調達するという事です。そして、この「競争」によって、学習へのモチベーションを支えきれなくなっている事態が広範に生じています。

※ 「競争」の空洞化です。これは様々な問題と関連します。受験の必要性に應えるという意味での手段的な学習観は、受験が終われば霧消します。受験産業の提供するコスト的な学習は答が既に分かっていることには効果を発揮しても、答が分からないものにどのように取り組むかを教えてくれるわけではありません。経済的な問題がないなら、誰でも大学入学が可能な実質「全入」化しました。今や学歴は経済階層の差でしかありません。さらに競争は、相対的な学力差が生徒を入学定員に応じて配分すれば良いので、全体としての中等教育を完成させる力にはなりません。そのため、後期中等教育それ自身が空洞化してしまいました。長期的な日本の人材的な意味での後退は、このせいだと考えられます。高校卒業の学力が身につく卒業する生徒は一体何割でしょうか。ここを問題とした議論は、2000年当時にもありましたが、立ち消えになりました。

先進国へのキャッチアップが終了したおよそ1990年代から意識されていたにも関わらず、およそ30年間放置されてきた学習観や教授方法も含めた見直しは、遅ればせながら「アクティブ・ラーニング」への転換として目指されることになりました。

※ 今までアクティブ・ラーニングをやったことのない教員が、また新しく研修する余裕のない学校では、形だけの班学習をすれば良いという偽のアクティブ・ラーニングとなっていることはご存じだと思います。しかし、教育学の定義から言っても、生徒の学習を活動的にする以外に、手段的な学習観を克服する方法はないことも事実です。変更は少しずつ行われるだろうと予測します。

少し回り道となりました。

以降の講義の解題をします。具体的な内容は、それぞれの回（例えば、第3・4講として）で用意されている資料を熟読して、理解していただき、ご自身の、自分ごととして課題を「探究」してください。前述したように、答はありません。しかし予め断っておきます。正しい答がないことは、根拠に基づかない私見で回答することではありません。私が用意した材料が少ない、また不適切な場合もあるでしょう。その場合は、適切な資料をご提示いただき、

【特別講義資料】

根拠をもって回答してください。それで初めて、「探究」の名に相応しいものへと深めることができます。

冒頭の第3・4講は、新しい学習の原理（「探究」）について考えていただきます。

前述したように、手段的学習観を転換する鍵になるのは「探究」という原理です。これが、今回の学習指導要領で構想されています。そしてそれを、一般教科とは異なる位置づけにある「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に名称ともども大きく変更し、打ち出しています。さらに、「総合的な探究の時間」は、地方の学校経営の変更（「カリキュラム・マネジメント」）と結びつけて構想されているところが重要です。

※ 詳しくは、浅川和幸「人口減少社会」における「総合的な探究の時間」の構想と実践の課題」をご覧ください。

学習指導要領解説『総合的な探究の時間編』も熟読して、浅川の考える「探究」という原理の意味づけについて批判的に考察し、これからの教員としてどのように生徒の学習を組織化するのかについてお考えください。

そこから、このような中等教育の原理の変更を必要とする背景となる「人口減少社会」について、地方・地域存続（地域づくり）と学校教育の課題が固く結び付いて議論されるようになっていくことを、順を追って学んでいただきます。

第5・6講がそれにあたります。

日本社会の変化について、大学で学ぶことはないと思いますし、全くご存じない場合もあると思います。さらに、地方がこのような厳しい状況にあることは想像もつかないかもしれません。

そこから、第7・8項で、これまでの学校と地域の関係の問い直しを、教師像の転換の問題として考えた先駆的な論考を素材に考えていただきたいと思います。短い論考ですが、問題提起が鋭角的であることはつかんでいただければと思います。都市の学校では定型的に、地域社会と学校は壁で仕切られていました。地方の学校においては、従来からも学校・教員ともに地域社会と浅くはないうつながりがありました。そしてこれからは、地域社会の存続と学校の存立がよりタイトに結び付くようになるのです。

この小論は、端緒的なもので、この変化の広範な影響を見通すものではありません。日本の学校が「生活学校」としての包括性を持っていたため、教員の仕事の範囲は無限定性でした。地域社会と学校の変化は、教員の仕事の意味と質（量も？）が大きく変えることになるでしょう。

以上、簡単でしたが理論編の解題とします。

3. 「第3・4講 課題レポート」(12月9日掲示)

【特別講義資料】

第3・4講 課題

現代（2020年）から、生徒が少なくとも社会の担い手として第一線で活躍する2060年までを見すえて、中等教育に求められることについて考察してください。

特に、この特別講義では新しい学習指導要領を貫く教育原理（「探究」）を提案としています。その意義と限界について、考察を深めた上で、時代の要請との関連（あるいは、関連すべきでない）について記述してください。

文字数は①②合わせて、2,000字以内とする。

（2020年12月27日、「2060年」という想定の意味についての追記）

1. 2060年というのは、皆さんが教員となった場合（ならない場合も別の職業での）ほぼ教職キャリアの終結の時代でもあります。

皆さんは、2020年度に大学での教職課程を終えて、学校現場に所属します。そして、職能成長し、ある方は管理職になり、またある方は教育行政職員となると思います。その全体を見越してという意味です。

2. 社人研の中位予想では2065年の日本人の総人口は8,808万人で、2008年の最大人口から既に4000万人減らしています。「人口減少」が進行する時代です。

4. 「第5・6講 課題レポート」（12月9日揭示）

第5・6講 課題

「人口減少社会」が地方の地域社会と学校にもたらす困難について、この歴史・社会的な背景について整理をした上で、どのような観点からこの問題を取り扱うべきなのかについて記述してください。

文字数は2,000字前後。これを超える場合は、それに応じた評価（他のレポートの不十分さを補う形での）をする。

5. 「第7・8講 課題レポート」（12月9日揭示）

第7・8講 課題

この論文では地域と学校の関係の大きな転換（「学校始源としての地域（学校のための学校）」から「地域資源としての学校（地域のための学校）」へ）を背景にして、未来の教師像（「地域創造型教師」）を提案している。

【特別講義資料】

(8 頁以降の)「(2)地域創造型教師の系譜」の時代の教師と現代の「地域創造型教師」はどの点で共通し、どの点で乗り越えられるべきかについて、多角的に考察してください。

文字数は 2,000 字前後。これを超える場合は、それに応じた評価(他のレポートの不十分さを補う形での)をする。

6. 「第 9 講 西興部村編の課題と解題」(12 月 27 日揭示)

第 9 講 西興部村編の課題と解題

ここでは、理論編の地平に立って、考察対象となる西興部村について、資料に基づき「探究」を深めていただきたいと思います。

第 10・11 講は、学校・教育の存立の背景にある西興部村を学んでいただきたいと思います。

解題として、村についての外観を得たいと思います。

村は、平成の市町村合併時に合併を行いませんでした。人口が 1,000 人の村として存続するための議論と覚悟を積み上げました。『小さい自治体 輝く自治体』という書籍は、合併を行わなかった自治体群の主張をまとめるような意味をもった書籍です。

※ ご存じのように、平成の大合併はそれによって地域の衰退を結果し、「失敗」と評価されています。

人口 1,000 人の村が存続するためには様々な行財政(教育行政も含めた)工夫が必要でした。その努力を知ってもらう必要があります。

村発行資料は、それらを集めたものです。参考資料に村の現勢が判る統計資料も掲げておきましたので、ご覧ください。行政の中心人物のひとり(副村長)からのインタビューもあります。

ところで、村の主要産業は酪農です。酪農専業地帯に分類されています。農業は寒冷地であるため、畑作も行っていますが、酪農飼料となる牧草とデントコーンを生産しているだけです。酪農家も 16 の法人と酪農家しかありません。ここでの取り組みを議論した北倉論文は、村の酪農業の展開を分析したものです。近年は、牛の排泄物を処理する過程で出るメタンガスを収集し、発電する取り組みが行われています(道内でも先駆的)。

そして、ここで取り上げることができなかったもの(浅川の論文では触れています)が、介護福祉事業所の存在です。ここが多くの雇用労働を提供する場となっています。それによって人口規模を守ってきました。福祉事業所は、周辺の町村に先駆けて導入しました。

最近では、エレキギターの下請け工場が若い労働者を雇用する場所となっています。

これらを全国的に紹介し、移住を促進する役割として村発行のパンフレット類を精力的に作成しています。これを見ると、村がどのようなところであるのかが、コンパクトな形で

【特別講義資料】

つかめるかもしれません。カントリーキャラクターも村の宣伝のために作成されました。

西興部村の存立を経済循環から捉えた論文が、経済学的な観点からみた村についての考察となっています。これも参考になるものと思われます。

第12・13講は前回を受けて村の教育について考えるための回です。

村には小学校2校と中学校が1校しかありません。小学校では複式学級の教育実践が行われています。この授業形式は、皆さんには理解できないと思いますので、資料映像をつきました。同様に中学校の授業映像は断片的ですが、雰囲気は理解できるかと思い撮影してもらったものを掲げておきます。

ところで高校は村にはありません。両隣の下川町と興部町に通学することになります。バスで通学することになりますが、共に30分程かかります。詳しくは浅川の報告書を読んでいただくと判ると思いますが、進路はこの2つの高校には止まりません。中学校卒業を機に、旭川市や札幌市に進学する場合、高専に進学する場合もままあります。また、極端な事例としては、家族共々村を離れる場合があります。

まず、中学校に関する資料文章としては、学校要覧と学校計画、教育委員会が作成した教育推進計画を上げておきます。中学校がどのような方針で運営されているのかはこの文章で確認してください。さらに、村の上位に位置するオホーツク教育局に提出した学校評価や教育計画はどのように教育実践を行っているのかの自己評価となっています。

次に、教育の担い手に関するインタビューの動画をご覧ください。教育長、学校長、中学校各分掌担当教員、新任教員とあります。私のインタビューが核心に迫れていない場合が多いのですが、それ以上のものを汲み取っていただくと助かります。

そして最後に、地域づくりと学校を考える上でのひとつの焦点は、生徒がどのような地域アイデンティティを育めるのかにあります。これは古くて新しい問題でもあるのですが、「村を捨てる学力」「村を育てる学力」（東井義雄）として議論されていたことです。地域づくりのためには、中学生を「村の担い手」としてどのように位置づけるのかという問題があります。私の報告書もこの問題にとりくんだものです。

理論編で培ったそれぞれの「探究」の舞台として、皆さんの学習に割ける時間を考慮すると不足がないぐらいのものは用意したつもりですが、深い探究には資料が足りないと思います。そこについては、ご自身で補って探究を深めていただくと助かります。

7. 「第10・11講 課題レポート」(12月9日揭示)

第10・11講 課題

①西興部村の特徴について、教育(学校・教員)として、理解する・踏まえておくべき観点から、整理して、根拠と共に記述してください。

②西興部村の産業と自治体の地域振興について、その努力や制約も含めて簡単に記述し

【特別講義資料】

た上で、これが村立西興部中学校の教育全般について、どのような環境となっているのかについて、その根拠と共に記述してください。

文字数は①②合わせて、2,000字以内とする。

8. 「第12・13講 課題レポート」(12月9日揭示)

第12・13講 課題

西興部中学校(幾つかのレベルで考えられる、後述)が、村立の中学校として考えておくべき課題とそれを実現する方法について記述してください。また、課題と実現方法を選択する根拠についても記述してください。

この課題と実現する方法を、2つの視角を意識して記述すること。

第1に、少なくとも中等教育(後期の、高校を含んだ形で)を見通すこと。可能であれば、高等教育やその後の生涯学習を見通すこと。後者は、生徒にとっての学校の意味を人生という広がり中で、考えることを意味する。

第2に、この課題と実現方法は、学校レベル、教員集団レベル、個々の教員レベルで異なる形で具体化できる。ここまで視野が及ぶ場合は、それぞれ区別して記述するようにしてください。

文字数は2,000字前後。これを超える場合は、それに応じた評価(他のレポートの不十分さを補う形での)をする。

9. 「最終講 課題レポート」(2021年1月25日揭示)

最終探究課題 「人口減少」の時代に地方の教員として生きることを考える

【前置き】

ここまで、これからの「人口減少」の時代において、そのフロンティアとも言える地方の社会と学校教育の実態について総合的に考えていただきました。またその際、新たな学校像と教師像が必要とされているという試論(「地域創造型教師」)についても、検討していただきました。

特に、地方・地域のイメージを具体的してもらおう対象として北海道西興部村にフォーカスし、産業や地方行政も含めた社会と、中学校教育の実情を考えていただきました。

【課題】

これら全体を踏まえて、皆さんが教師として(教師にはならない方はなつたと仮定して)、地方でどのように中学校の教師として、職能成長しながら、仕事をするのかについての展望

【特別講義資料】

を記述してください。

ただし、この展望の視野は以下の点を意識して記述すること。

第1に、展望の社会的視野への留意。

個人の人生という限定された広がりには閉じるのではなく、少なくともその人生が営まれる地域大（私立学校に雇用される場合はこの広がりが必要になります）、一般的には都道府県大（公立学校を念頭におくと、この広がりが必要になります）、さらに可能であれば日本国国家大（皆さんは既に知っておられるように、日本国は劇的に変化します）の視野を下敷きに、人生を考えること。

第2に、教師としての職能成長の視野への留意。

職能成長と関連する社会的な広がりを意識すること。

第3に、人生の中での教師という視野への留意。

教師としての人生は、住む場所（基礎自治体）との関わりや、仕事以外の生活（家族、育児や子育て）も含むものである。この点も意識すること。

※ 全体として、皆さんが教壇に立って40年ほどの時間的視野が考えるバックグラウンドとして想定できます。

【作成方法：2段階】

作成は2段階でお願いしたいと思います。

第1段階は、この講義の最終議論（履修者間で対話を行う）に使用する自分の考えを書いた簡単なメモを作成すること。それにそって集団的に探究する対話を行います。

※ 西興部村の教育長に参加していただくことを考えたのですが、皆さんの時間がとれるのが、夜間帯になるので、最終課題を読んでいただき評価・コメントをもらい、それを掲示する形に変更します。

第2段階は、第1段階の最終議論も含めて、ご自身が考えた「人口減少」の時代に地方の教員として生きること」をどのように考えたのかについて、レポートを作成してください。

文字数は3,000字前後。期限は全体のレポートの最終提出期限2月8日とする。

10. 参照資料

【文部科学省「総合的な探究の時間」関係】

	領域	カテゴリ	作成者	名称
1	「総合的な探究の時間」関連	資料	文部科学省	「総合的な探究の時間」『学習指導要領(平成30年告示)』抜粋
2	「総合的な探究の時間」関連	資料	文部科学省	『総合的な探究の時間編』高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説平成30年7月

【特別講義資料】

【検討資料 論文等】

	領域	類別	作成者	名称	出典等
1	「総合的な探究の時間」関連	論文	浅川和幸	「人口減少社会」における「総合的な探究の時間」の構想と実践の課題」	『北海道大学教職課程年報』第10号2020年3月
2	西興部村関連	論文	浅川和幸	「地方消滅論」と小規模自治体の活性化のあり方を考える 西興部村の若き担い手の調査を通して」	『北海道大学教職課程年報』所収
3	西興部村関連	論文	浅川和幸	「地域教育調査報告-2013年西興部村調査」	『北海道大学教職課程年報』所収
4	西興部村関連	報告書	浅川和幸	「西興部村の未来と「若き担い手」報告書(本体・目次)」	科研費報告書(基盤(C)研究課題番号16K04521)
5	持続可能な地域作りと学校・教師	論文	宮前耕史	「序章 持続可能な地域づくりと学校―課題としての「地域に根ざした教師」像―」	『持続可能な地域づくりと学校―地域創造型教師のために』所収
6	人口減少・地方創生関係	論文	岡田知弘	「安倍政権の成長戦略と「自治体戦略2040構想」	『「自治体戦略2040構想」と地方自治』所収、自治体研究社
7	人口減少・地方創生関係	論文	岡田知弘	「コロナショックと安倍政権の「災害便乗型」自治体戦略」	『季刊 自治と分権』第81号、大月出版
8	人口減少・地方創生関係	論文	榊原秀訓	「第32次地方制度調査会答申から見る国の自治体戦略」	『季刊 自治と分権』第81号、大月出版
9	人口減少・地方創生関係	論文	三浦泰裕	「北海道の地方総清掃号戦略―東川町、訓子府町、西興部村の総合戦略から学ぶ」	『住民と自治』所収
10	西興部村産業(酪農)	論文	北倉公彦	「酪農家激減地域における酪農生産維持発展に関する研究 西興部村を事例に」	『開発論集』、2008年9月、北海学園大学
11	西興部村産業(酪農)	ルポルターージュ	小島康斉	「酪農ヘルパー組合での経験を生かして目指す酪農経営の在り方～北海道西興部村内での新規就農者 真家裕史の取り組み～」	『畜産の情報』2020年7月
12	西興部村行政	論文	編者	「発刊にあたって」、「西興部村」	『小さい自治体 輝く自治体』所収、2014年。自治体研究社
13	西興部村行政	論文	高原一隆	「山間地域の経済基盤と地域内経済循環 北海道西興部村を事例として」	『開発論集』、2018年9月、北海学園大学

【検討資料 新聞記事】

	領域	類別	作成者	名称	出典等
1	教育政治	新聞記事	北海道新聞	「安倍政権の教育介入次々」	2020年9月3日
2	教育政治	新聞記事	朝日新聞	「教育 人材育成という国家主義」	2020年9月3日
3	教育政治	新聞記事	毎日新聞	「改憲できなかったという成果」	2020年9月4日
4	人口減少・地方創生関係	新聞記事	朝日新聞	「(限界先進国 エイジングニッポン上)人口増もう目指さない」	2020年8月27日
5	人口減少・地方創生関係	新聞記事	朝日新聞	「(限界先進国 エイジングニッポン上)ふるさと、最後の1人 3197集落、消滅のおそれ」	2020年8月27日
6	人口減少・地方創生関係	新聞記事	朝日新聞	「(限界先進国 エイジングニッポン中)東京、高齢者の大波」	2020年8月28日
7	人口減少・地方創生関係	新聞記事	朝日新聞	「(限界先進国 エイジングニッポン下)痛みの先に希望の目」	2020年8月31日
8	人口減少・地方創生関係	新聞記事	北海道新聞	「掛け声倒れの地方創生」	2020年9月1日
9	人口減少・地方創生関係	新聞記事	朝日新聞	「人口減 最大の50.5万人」	2020年8月6日

【特別講義資料】

【検討資料 統計】

	領域	カテゴリ	作成者	名称
1	西興部村関連	統計	村	村勢要覧

※ これ以外には「国勢調査報告書」を指示した。

【検討資料 西興部村発行資料等】

	領域	カテゴリ	作成者	名称	出典等
1	西興部村関連	パンフレット	村	RICH IN NATURE(R2)	
2	西興部村関連	パンフレット	村	RICH IN NATURE NISHIOKOPPE VILLAGE	
3	西興部村関連	パンフレット	村	にしおこっぺ夢・むらづくり	
4	西興部村関連	パンフレット	村	西興部村移住プロモーションブック	
5	西興部村関連	パンフレット	村	にしおこっぺ 夢・村づくり	
6	西興部村産業(酪農)	資料	村	株式会社 西興部グラスフィードファクトリー	
7	西興部村産業(酪農)	資料	村	西興部村バイオマス都市構想	2016年7月
8	西興部村産業(酪農)	資料	村	西興部村酪農生産近代化計画書	2011年
9	西興部村産業(酪農)	資料	村	西興部村酪農生産近代化計画書	2015年
10	西興部村教育	資料	中学校	「オールオホーツクで学力向上を!」ロードマップ	2019年度報告
11	西興部村教育	資料	中学校	自宅学習に役立つイーボードのご案内＋オンライン学習の取り組み関連資料	2020年度
12	西興部村教育	資料	教育委員会	西興部村教育推進計画(一部総合計画を含む)	2020年度
13	西興部村教育	資料	中学校	令和2年度学校運営計画	2020年度
14	西興部村教育	資料	中学校	令和2年度学校要覧	2020年度
15	西興部村教育	資料	教育委員会	小学校社会科副読本3年生	不明(現在使用中)
16	西興部村教育	資料	教育委員会	小学校社会科副読本4年生	不明(現在使用中)
17	西興部村行政	資料	役場	カントリーシンボル(セトウシくん)	
18	西興部村行政	資料	役場	西興部村行政ガイド(『西興部村 村民の夢叶う村づくり』)	2019年7月
19	西興部村行政	資料	役場	第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略～夢見る小さな村の大きな挑戦～	2020年3月
20	西興部村行政	資料	役場	第4期西興部村総合計画 後期基本計画(平成29年度～平成33年度)	
21	西興部村行政	資料	役場	第4期西興部村総合計画(平成24年度～平成33年度)	
22	西興部村行政	論文	記事	「1000人の人口維持に挑む 森林のめぐみを生かしたまちづくり 西興部村」	『PRACTICE』(北海道市町村振興協会)第22号、2016年

【特別講義資料】

【検討資料 西興部村画像・動画】

	領域	カテゴリ	作成者	備考
1	西興部村風景(小学校2校・中学校、巨大福祉施設を含む)	動画	筆者	村の様子が分かるものとなりましたが、撮影時期が遅く、紅葉を取り逃し物寂しい風景となっています。
2	副村長インタビュー	動画	筆者	村の振興・行政に関するインタビューです。
3	教育長インタビュー	動画	筆者	村の教育方針やその実行に関するインタビューです。
4	中学校校長インタビュー	動画	筆者	中学校の経営方針全体に関するインタビューです。
5	教務担当教員インタビュー	動画	筆者	中学校の教務運営に関するインタビューです。
6	進路指導担当教員インタビュー	動画	筆者	中学校の進路指導に関するインタビューです。
7	初任期教員インタビュー	動画	筆者	初任3年目の先生のインタビューです。
8	学童保育担当(教育委員会)インタビュー	動画	筆者	学童保育の利用率が極めて高い村の教育委員会学童保育担当のインタビューです。
9	中学校授業風景	動画	教育長	理科の授業風景はこのようになっています。生徒保護の観点で、生徒は背後から撮影しています。
10	ギガファーム	画像・動画	教育長	村にはギガファーム(巨大規模の会社組織の牧場)があります。その画像と動画です。
11	放牧酪農家	画像・動画	教育長	村には小規模の放牧酪農家もいます。その画像と動画です。
12	楽器工業工場関係	画像	教育長	村には有名なギター会社の下請け工場があります。その生産工程の画像です。